様式第15号(第14条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名	米子市淀江町西原1162番地1 Q'sCompany株式会社　代表取締役　松澤弘一	地位の承継	承継人の住所及び氏名			
開発許可の年月日及び番号	令和　6年11月28日　　建相起第　5150　号-2		承継(受理)年月日		承継の原因	

許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市　車尾二丁目　825番　12 車尾二丁目　825番　18 車尾二丁目　825番　20 車尾二丁目　836番 車尾二丁目　837番　1 車尾二丁目　837番　3		
	開発区域の面積	2, 359. 14 ㎡	工区別面積	
	予定建築物等	一戸建の住宅(宅地分譲)　(自己用以外)		
	法第41条第1項の規定による制限の内容			

変更許可	年月日	変更の内容
	令和　7年　5月　9日	L型擁壁、水路の延長の設計変更、それに伴う一部プレキャスト擁壁を重力式に変更。

完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号
		令和　7年　5月23日	令和　7年　5月29日 建相起第　1131号-3	令和　7年　6月　6日　第　116号

備考

1　市街化調整区域の場合その該当する許可基準等

2　許可条件

(1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること

(2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること

(3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること

(4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません